

施行：2022年3月22日

CRCあり方会議 会議代表候補者選定手順

(目的)

第1条 本手順は、「CRCあり方会議の運営に関する規程」第2条第1項で定めるCRCあり方会議の会議代表候補者の選定に関して、その方法および手順について定める。

(会議代表候補者選定委員会の組織)

第2条 評議員会は、理事会に推薦する会議代表候補者を選出することを目的に、「会議代表候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という）を設置する。

2. 選定委員会は以下の者で組織する。

1) 臨床試験支援財団 評議員

2) 第12回CRCあり方会議以降の会議代表経験者のうち、選定委員会への参加を希望する者

3) その他、評議員会が必要と判断する者

3. 第2項1)の評議員のうち1名を選定委員長とする。

4. 第2項2)および3)の委員は理事長が委嘱する。

(会議代表候補者の必須要件)

第3条 会議代表候補者を選定するにあたり、次に掲げる事項を必須要件とする。

1) 日本臨床薬理学会認定CRCであり、かつ認定を1回以上更新していること

2) CRCあり方会議もしくは日本臨床薬理学会において、演者（一般演題の場合は筆頭演者）、座長、プログラム委員のいずれかを務めた経験があること

3) 所属組織の承諾を得ることができること

(会議代表候補者の募集)

第4条 会議代表候補者は、会議代表に相応しい者を推薦できる団体（以下「推薦団体」という）からの推薦を原則とする。

2. 推薦団体とは、本財団評議員会、CRCあり方会議の共催団体、学会、職能団体、医療機関、教育機関、SMO、地域ネットワーク等、本手順第3条の会議代表候補者の必須要件を満たす者を推薦できる組織・団体とする。

3. 推薦団体からの会議代表候補者の推薦募集は、本財団が管理するWebサイト等にて告知し行うものとする。

4. 本手順で規定する会議代表候補者の選定基準、ならびに選定方法については、本財団が管理するWebサイト等に掲載するものとする。

5. 会議代表候補者の応募がなかった場合は、選定委員会が協議のうえ、会議代表候補者を選定し推薦する。

(推薦団体の役割)

第5条 推薦団体は、会議代表候補者を推薦しようとする場合、別途定める申請書類を前条第3項の告知で指定された期日までに本財団事務局に提出する。

2. 推薦団体は、必ず本人の内諾を得たうえで推薦するものとする。

(会議代表候補者の選定手順)

第6条 会議代表候補者の選定は、CRCあり方会議の開催の少なくとも3年前までに行うものとする。

2. 会議代表候補者の選定は、例年、概ね次に掲げる時期に行うものとする。

- 1) 申請書類受付開始 4月
- 2) 申請書類提出締め切り 6月末
- 3) 選定委員会での協議、選出 7月～11月
- 4) 理事会での協議、承認 2月

3. 選定委員会の協議は、推薦団体から提出された申請書類に基づいて行うものとする。

4. 選定委員会は、会議代表候補者1名を選出して理事会へ推薦する。

5. 選定委員会は、推薦された会議代表候補者が適格ではないと判断した場合、あらためて会議代表候補者を選定し理事会へ推薦する。

(守秘義務)

第7条 選定委員、評議員、理事および監事は、会議代表候補者選定の過程で得られた情報を外部に漏らしてはならない。

(手順の改正)

第8条 この手順を改正するときは、評議員会および理事会の議を経て決定する。

附則

- 1 手順は、2022年3月22日から施行する。
- 2 本手順の適用後は、2019年12月23日施行(2021年6月18日改正)の「CRCと臨床試験のあり方を考える会議の会議代表の選定手続きに関する要項」は廃止する。